第二条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア・イ　（略）

ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

飼料添加物名 ＼ 対象飼料 ／ 単位	鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚用		牛用			
	幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用	
（略） （削る）	（略） （削る）	（略） （削る）	（略） （削る）	（略）	（略） （削る）	（略）	（略） （削る）	（略） （削る）	（略）
（略） （削る）	（略） （削る）	（略） （削る）	（略） （削る）	（略）	（略）	（略）	（略） （削る）	（略） （削る）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注　（略）

エ～テ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

（略）	（略）
第３欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール

改正前

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア・イ　（略）

ウ　次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

飼料添加物名 ＼ 対象飼料 ／ 単位	鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚用		牛用			
	幼すう用・中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	g力価	5～55	5～55		5～70		20～50	20～50	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
クロルテトラサイクリン	g力価	10～55	10～55				10～50	10～50	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

注　（略）

エ～テ　（略）

⑵　飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ　（略）

ウ　次の表の同一欄内の２以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

（略）	（略）
第３欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリポール